

2013年2月13日

**東日本復興応援株式ファンド(愛称:ニッポンの絆)における  
「ネットワンシステムズ株式会社」の保有状況について**

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2013年2月12日、東京証券取引所は、ネットワンシステムズ株式会社(コード7518、東証1部)が金融商品取引法に定める提出期限である2月14日までに2013年3月期第3四半期報告書を提出できる見込みのない旨を開示したことから、当該銘柄を2月12日付けで「監理銘柄(確認中)」に指定しました。

2013年2月12日現在、当ファンドにおける当該銘柄株式の保有状況は組入比率2.7%(390,000株保有)となっております。

第3四半期報告書提出遅延の背景につきましては、当該銘柄の社員が外部業者らと共に謀して、架空の外注費名目で当社に対する不正な請求を行わせる手口で金員を騙取していたことが判明したことで、2013年3月14日までに、同種の不正行為の有無の調査を終了し、財務諸表を確定したうえで第3四半期報告書を提出することとしたためであります。今後の対応につきましては、2月4日に立ち上げた社外弁護士3名で構成される調査委員会による徹底した事実の究明と同種行為の有無等調査に全力を尽くすとしております。なお、財務諸表に与える影響については軽微と想定しており、当該銘柄の連結決算に与える影響は限定的であると考えられます。

(今後の投資方針)

当該銘柄の連結業績に与える影響は限定的であると考えられ、3月中旬には監理銘柄指定が解除される見込みであり、当該銘柄のファンダメンタルズを毀損する問題ではないと判断しているため、当面は継続保有とする方針ですが、今後の展開については慎重に見極めて参る所存です。

以上

### <ファンドのリスク>

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動きにより当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。また、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

- 当ファンドの基準価額変動要因としては、主に「価額変動リスク」、「株式の発行企業の信用リスク」や「流動性リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧下さい。

### <お客様にご負担いただく費用>

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

#### 直接的にご負担いただく費用

##### ■ 購入時手数料

**3.15%(税抜 3.0%)を上限**として販売会社が定める手数料率を、購入申込受付日の基準価額(当初申込期間中は、1 口=1 円)に乗じて得た額となります。

※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

##### ■ 信託財産留保額

換金申込受付日の基準価額に **0.3%** の率を乗じて得た額とします。

#### 間接的にご負担いただく費用

##### ■ 運用管理費用(信託報酬)

毎日、信託財産の純資産総額に**年 1.8375%(税抜年 1.75%)**の率を乗じて得た額とします。

運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了の信託財産中から支払われます。運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下のとおりです。

合計	<b>年 1.8375%(税抜 1.75%)</b>
(委託会社)	<b>年 0.9450%(税抜 0.90%)</b>
(販売会社)	<b>年 0.8400%(税抜 0.80%)</b>
(受託会社)	<b>年 0.0525%(税抜 0.05%)</b>

### マザーファンドの投資顧問会社への投資顧問報酬

委託会社の受取る報酬には、「東日本復興応援株式マザーファンド」において運用の指図権限を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。その額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、**年 0.5775%(税抜 0.55%)**の率を乗じて得た額とします。

##### ■ その他費用・手数料

監査費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用および公告費用等の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用等が、信託財産より支



払われます。

◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限等を表示することができません。

● 投資信託委託会社

**BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社**

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第 406 号

[加入協会]一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

本資料は BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下、「当社」という。）が作成したものです。本資料は投資に係る参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的として作成したものではありません。また、当社が販売会社として直接説明するために作成したものではありません。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。